

北海道告示第 10316 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 7 月 2 日までに北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 3 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームックニコット羽幌店 苫前郡羽幌町南町 6-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームックニコット 代表取締役 氏家 智

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 株式会社ホームックニコット 代表取締役社長 熊谷 純

(変更後) 株式会社ホームックニコット 代表取締役 氏家 智

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前) 株式会社ホームックニコット 代表取締役社長 熊谷 純

(変更後) 株式会社ホームックニコット 代表取締役 氏家 智

(4) 変更の年月日

平成 28 年 5 月 9 日

(5) 変更する理由

代表取締役の変更のため

2 届出年月日

令和 2 年 2 月 19 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道留萌振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 2 年 3 月 2 日（月）から令和 2 年 7 月 2 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで